

## 建築士法の一部を改正する法律案の成立について（報告）

平成 26 年 6 月  
一般社団法人 建築設備技術者協会

平成 26 年 6 月 20 日、建築士法の一部を改正する法律案が参議院本会議で可決されて成立し、6 月 27 日付で公布されたことをご報告いたします。

今回の改正案は、公益社団法人日本建築士会連合会、一般社団法人日本建築士事務所協会連合会及び公益社団法人日本建築家協会が提案した「建築物の設計・工事監理の業の適正化及び建築主等への情報開示の充実に関する共同提案」をもとに、一般社団法人日本設備設計事務所協会及び当協会が建築設備士の地位向上について要望してきたことも踏まえ、自民党建築設計議員連盟を中心にとりまとめられ、議員立法として今国会に提出されて、全会一致で可決・成立しました。

### 【主な改正事項】

今回の建築士法の主な改正事項は次のとおりです。

1. 書面による契約等による設計等の業の適正化
2. 管理建築士の責務の明確化による設計等の業の適正化
3. 免許証の提示等による情報開示の充実
4. 建築設備士の役割の明確化
5. その他

### 【建築設備士に関する改正規定】

改正法には、当協会がこれまで要望してきた「建築設備士の地位の向上」に関する措置として、建築設備士にかかる規定が新設されることになりました。その具体的な内容は次のとおりです。

#### 1. 法律上に「建築設備士」の名称を規定（第 2 条第 4 項）

この法律で「建築設備士」とは、建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者をいう。

#### 2. 建築士が延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の建築設備について建築設備士の意見を聴くことを努力義務化（第 18 条第 4 項）

建築士は、延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に関しては、この限りでない。

（注）現行の、建築設備士の意見を聴いた時は設計図書等にその旨を明記する旨の規定（第 20 条第 5 項）は存置。

### 【今後の対応】

今回の改正により、今まで法施行規則で位置づけられていた「建築設備士」が法律で定められるとともに、延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える建築物について建築設備士の意見を聴くことが建築士の努力義務となったことは、建築設備士の地位向上のための活動を行ってきた当協会にとって、重要な前進と受け止め、法施行に向けて、会員はもとより関係行政機関や民間確認審査機関等にその内容が周知徹底されるよう対応いたします。

今後とも引き続き、建築設備設計・工事監理における建築設備士及び建築設備技術者のさらなる地位向上に向けて、建築設備関係団体と連携して取り組むとともに、建築設計関係団体との対話を進めていきたいと考えております。

また、「建築設備士」の役割等について、今回の改正内容も含めて、広く社会に伝えるための広報・周知活動を推進いたします。